

一 情報局官制

一 文官任用令中改正ノ件

一 大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

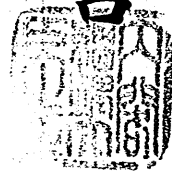
一 情報局情報官ノ特別任用ニ關スル件

右 謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ

ラレムコトヲ請フ

昭和十五年十月十六日
内閣總理大臣公爵近衛文磨



勅令第

號

情報局官制

第一條 情報局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事項ニ關スル事務ヲ掌ル

一 國策遂行ノ基礎タル事項ニ關スル情報蒐集、報道及啓發宣傳

二 新聞紙其ノ他ノ出版物ニ關スル國家總動員法第二十條ニ規定スル處分

三 電話ニ依ル放送事項ニ關スル指導取締

四 映畫、蓄音機レコード、演劇及演藝ノ國策遂行ノ基礎タル事項ニ關スル啓發宣傳上必要ナル指導取締

前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ情報局ハ關係各廳ニ對シ
情報蒐集、報道及啓發宣傳ニ關シ共助ヲ求ムルコトヲ得

第二條 情報局ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁

親任

次長

一人

勅任

祕書官

專任一人

奏任

情報官

專任五十一人

奏任 内五人ヲ勅任ト
爲スコトヲ得

屬

專任八十九人

判任

技手

專任一人

判任

第三條 前條ノ職員ノ外内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等
官ノ中ヨリ内閣ニ於テ情報官ヲ命ズルコトヲ得

第四條 情報局ニ總裁官房及五部ヲ置ク

部長ハ勅任情報官ヲ以テ之ニ充ツ

總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第五條 情報局ニ參與十五人以内ヲ置キ局務ニ參與セシム

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣
ニ於テ之ヲ命ズ

參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受
クル待遇トス

參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中
之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第六條 總裁ハ局務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官ノ進

退ヲ專行ス

第七條 次長ハ總裁ヲ佐ケ局務ヲ掌理ス

第八條 祕書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 情報官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十一條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内閣情報部官制ハ之ヲ廢止ス

勅令第

號

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中「企畫院部長」ノ次ニ「情報局次長」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通改正ス

第二條中「内閣情報部情報官」ノ「情報局情報官」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

情報局情報官ハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ
高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年勅令第四百五號ハ之ヲ廢止ス

外務省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

昭和十五年十一月一日

内閣總理大臣齋近衛文麿

